

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

地域型保育事業は、新たに市町村の認可事業として位置づけられる事業です。

原則として満3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対し行われる事業で、次の4類型があります。

1. 地域型保育事業の類型

類 型	内 容
家庭的保育事業	定員を5名以下とし、保育者の居宅その他の場所で保育を行う。
小規模保育事業	定員を6～19名とし、保育を目的とした様々なスペースで、小規模で保育を実施。3つの類型がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ A型：保育所分園に近い類型 ・ B型：AとCの中間的な類型 ・ C型：家庭的保育に近い類型
居宅訪問型保育事業	保育を必要とする子どもの居宅において、1対1を基本とする保育を実施。
事業所内保育事業	企業が主として従業員の仕事と育児の両立支援策として実施。 従業員のほか、地域の子どもにも保育を提供する。

2. 事業の認可

地域型保育事業を、国・都道府県・市町村以外のものを行う際には、市町村の「認可」を受ける必要があります。この認可基準については、国が定める「従うべき基準」「参酌すべき基準」に基づき、各市町村が条例で定めることとなります。

従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の資格、職員数 ・ 児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの
参酌すべき基準	上記以外

(1)家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準

項目	国基準	従・参	本 市 基 準
保育従事者	家庭的保育者（+家庭的保育補助者）	—	家庭的保育者は、市が行う研修を修了した保育士の資格有する者に規定します。
職員数	3 : 1 (家庭的保育補助者を置く場合 5 : 2)	従	国基準のとおり (国基準と異なる内容とする特別な事情がないため、国基準のとおりとする。)

項目	国基準		従・参	本市基準
設備・面積	保育室等	保育を行う専用居室 1人 3.3㎡ (部屋自体は 9.9㎡以上が必要)	参	国基準のとおり (国基準と異なる内容とする特別な事情がないため、国基準のとおりとする。)
	屋外遊戯場	2歳以上児 1人 3.3㎡ 同一敷地内に遊戯等に適した広さの庭 ※付近の代替地可	参	〃
給食	給食	自園調理(連携施設又は同一・関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等からの搬入が可能)	従	〃
	設備	調理設備	従	〃
	職員	調理員 ※調理業務の全部委託・連携施設等からの搬入の場合不要	従	〃
耐火基準	<ul style="list-style-type: none"> ・火災報知器及び消火器を設置する ・消火訓練及び避難訓練を定期的を実施する 		参	〃
連携施設	連携施設の設定が必要 【連携内容】 「保育内容の支援」及び「卒園後の受け皿」 【連携施設】 保育所、幼稚園、認定こども園 ※当面は施設の確保・設定が困難でさらなる環境整備が必要と市が判断した場合、第1期の市町村事業計画の周期(平成31年度末)までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる(経過措置)		従	〃
嘱託医	嘱託医		従	〃
暴力団の排除(市独自基準)	—		—	市民の安全で平穏な生活の確保、社会経済活動の健全な発展及び青少年の健全な育成に寄与することを目的とし暴力団等であってはならないことを規定します。

※家庭的保育者とは必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者。家庭的保育補助者とは必要な研修を修了し、市長が認める者。

(2)－1 小規模保育事業(A型)の設備及び運営に関する基準

項目	国基準		従・参	本市基準
保育従事者	保育士 ※保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる		従	国基準のとおり (国基準と異なる内容とする特別な事情がないため、国基準のとおりとする。)
職員数	0歳児	3 : 1	従	〃
	1・2歳児	6 : 1		
	3歳児	20 : 1		
	4歳以上児	30 : 1 + 1名		
設備・面積	保育室等	乳児室又はほふく室 1人 3.3 m ² 保育室又は遊戯室 1人 1.98 m ²	参	国基準のとおり (国基準と異なる内容とする特別な事情がないため、国基準のとおりとする。)
	屋外遊戯場	2歳以上児 1人 3.3 m ² ※付近の代替地可	参	〃
給食	給食	自園調理(連携施設又は同一・関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等からの搬入が可能)	従	〃
	設備	調理設備	従	〃
	職員	調理員 ※調理業務の全部委託・連携施設等からの搬入の場合不要	従	〃
耐火基準	認可保育所に準じた上乘せ規制		参	〃
連携施設	連携施設の設定が必要 【連携内容】「保育内容の支援」及び「卒園後の受け皿」 【連携施設】保育所、幼稚園、認定こども園 ※当面は施設の確保・設定が困難でさらなる環境整備が必要と市が判断した場合、第1期の市町村事業計画の周期(平成31年度末)までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる(経過措置)		従	〃
嘱託医	嘱託医		従	〃

項目	国基準	従・参	本市基準
暴力団の排除（市独自基準）	—	—	市民の安全で平穏な生活の確保、社会経済活動の健全な発展及び青少年の健全な育成に寄与することを目的とし暴力団等であってはならないことを規定します。

(2)－2 小規模保育事業(B型)の設備及び運営に関する基準

項目	国基準	従・参	本市基準
保育従事者	保育士＋保育従事者 ※保育士の割合は1／2以上 ※保育従事者は研修を修了した者 ※保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる	従	国基準のとおり (国基準と異なる内容とする特別な事情がないため、国基準のとおりとする。)
職員数	0歳児 3：1 1・2歳児 6：1 3歳児 20：1 4歳以上児 30：1 ＋1名	従	〃
設備・面積	保育室等 乳児室又はほふく室 1人 3.3㎡ 保育室又は遊戯室 1人 1.98㎡	参	国基準のとおり (国基準と異なる内容とする特別な事情がないため、国基準のとおりとする。)
	屋外遊戯場 2歳以上児 1人 3.3㎡ ※付近の代替地可	参	〃
給食	給食 自園調理（連携施設又は同一・関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等からの搬入が可能）	従	〃
	設備 調理設備	従	〃
	職員 調理員 ※調理業務の全部委託・連携施設等からの搬入の場合不要	従	〃

項目	国基準	従・参	本市基準
耐火基準	認可保育所に準じた上乘せ規制	参	国基準のとおり (国基準と異なる内容とする特別な事情がないため、国基準のとおりとする。)
連携施設	連携施設の設定が必要 【連携内容】「保育内容の支援」及び「卒園後の受け皿」 【連携施設】保育所、幼稚園、認定こども園 ※当面は施設の確保・設定が困難でさらなる環境整備が必要と市が判断した場合、第1期の市町村事業計画の周期(平成31年度末)までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる(経過措置)	従	〃
嘱託医	嘱託医	従	〃
暴力団の排除(市独自基準)	—	—	市民の安全で平穏な生活の確保、社会経済活動の健全な発展及び青少年の健全な育成に寄与することを目的とし、暴力団等であってはならないことを規定します。

(2)ー3 小規模保育事業(C型)の設備及び運営に関する基準

項目	国基準	従・参	本市基準
保育従事者	家庭的保育者(+家庭的保育補助者)	—	家庭的保育者は、市が行う研修を修了した保育士の資格有する者に規定します。
職員数	0～2歳児 3:1 補助者を置く場合 5:2	従	国基準のとおり (国基準と異なる内容とする特別な事情がないため、国基準のとおりとする。)

項目	国基準		従・参	本市基準
設備・面積	保育室等	乳児室又はほふく室 1人 3.3㎡ 保育室又は遊戯室 1人 3.3㎡	参	国基準のとおり (国基準と異なる内容とする特別な事情がないため、国基準のとおりとする。)
	屋外遊戯場	2歳以上児 1人 3.3㎡ ※付近の代替地可	参	〃
給食	給食	自園調理(連携施設又は同一・関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等からの搬入が可能)	従	〃
	設備	調理設備	従	〃
	職員	調理員 ※調理業務の全部委託・連携施設等からの搬入の場合不要	従	〃
耐火基準	認可保育所に準じた上乘せ規制		参	〃
連携施設	連携施設の設定が必要 【連携内容】「保育内容の支援」及び「卒園後の受け皿」 【連携施設】保育所、幼稚園、認定こども園 ※当面は施設の確保・設定が困難でさらなる環境整備が必要と市が判断した場合、第1期の市町村事業計画の周期(平成31年度末)までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる(経過措置)		従	〃
嘱託医	嘱託医		従	〃
暴力団の排除(市独自基準)	—		—	市民の安全で平穏な生活の確保、社会経済活動の健全な発展及び青少年の健全な育成に寄与することを目的とし、暴力団等であってはならないことを規定します。

※家庭的保育者とは必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者。家庭的保育補助者とは必要な研修を修了し、市長が認める者。

(3)居宅訪問型保育事業の設備及び運営に関する基準

項目	国基準	従・参	本市基準
保育従事者	家庭的保育者	従	国基準のとおり (国基準と異なる内容とする特別な事情がないため、国基準のとおりとする。)
職員数	1 : 1	従	〃
提供する保育	次の各号に掲げる保育を提供する ①障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 ②子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育 ③児童福祉法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育 ④母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育	従	〃
連携施設	設定は一律には求めない ※上記①に該当する場合には、保育を行う乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない	従	〃
暴力団の排除 (市独自基準)	—	—	市民の安全で平穏な生活の確保、社会経済活動の健全な発展及び青少年の健全な育成に寄与することを目的とし、暴力団等であってはならないことを規定します。

※家庭的保育者とは必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者。

(4)事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準

項目	国基準	従・参	本市基準
保育従事者	<p>【定員20名以上】保育士 ※保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる</p> <p>【定員19名以下】保育士+保育従事者 ※保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる</p> <p>※保育士の割合は1/2以上 ※保育従事者は研修を修了した者</p>	従	国基準のとおり (国基準と異なる内容とする特別な事情がないため、国基準のとおりとする。)
職員数	<p>【定員20名以上】</p> <p>0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳児以上 30:1</p> <p>【定員19名以下】 定員20名以上の職員数+1名</p>	従	〃
設備・面積	保育室等 <p>【定員20名以上】</p> <p>乳児室 1人 1.65㎡ ほふく室 1人 3.3㎡ 保育室又は遊戯室 1人 1.98㎡</p> <p>【定員19名以下】</p> <p>乳児室又はほふく室 1人 3.3㎡ 保育室又は遊戯室 1人 1.98㎡</p>	参	〃
	屋外遊戯場 <p>2歳以上児 1人 3.3㎡ ※付近の代替地可</p>	参	〃
給食	給食 <p>自園調理(連携施設又は同一・関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等からの搬入が可能)</p>	従	〃
	設備 <p>【定員20名以上】調理室 【定員19名以下】調理設備</p>	従	〃
	職員 <p>調理員 ※調理業務の全部委託・連携施設等からの搬入の場合不要</p>	従	〃
耐火基準	認可保育所に準じた上乘せ規制	参	〃

項目	国基準	従・参	本市基準
連携施設	定員20名以上：連携施設を確保しないことができる 定員19名以下：連携施設の設定が必要 【連携内容】「保育内容の支援」及び「卒園後の受け皿」 【連携施設】保育所、幼稚園、認定こども園 ※当面は施設の確保・設定が困難でさらなる環境整備が必要と市が判断した場合、第1期の市町村事業計画の周期（平成31年度末）までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる（経過措置）	従	国基準のとおり （国基準と異なる内容とする特別な事情がないため、国基準のとおりとする。）
嘱託医	嘱託医	従	〃
地域枠の子ども受入れ	下表のとおり ※概ね10名ずつの定員区分を設け、区分ごとに地域枠の定員を1/4～1/3程度となるよう固定化 ※61人以上の事業については、地域枠を20名に固定	参	〃
暴力団の排除（市独自基準）	—	—	市民の安全で平穏な生活の確保、社会経済活動の健全な発展及び青少年の健全な育成に寄与することを目的とし暴力団等であることを規定します。

事業所内保育事業の利用定員の設定（地域枠の設定について）

利用定員数	地域枠
1人～ 5人	1人
6人～ 7人	2人
8人～10人	3人
11人～15人	4人
16人～20人	5人
21人～25人	6人
26人～30人	7人
31人～40人	10人
41人～50人	12人
51人～60人	15人
61人～70人	20人
71名～	20人